

ブータン王国2008年憲法（2008年7月18日）

目次

第1条	ブータン王国
第2条	王制
第3条	伝統宗教
第4条	文化
第5条	環境
第6条	国籍
第7条	基本権
第8条	基本責務
第9条	国の政策の基本原則
第10条	国会
第11条	国家評議会
第12条	国民議会
第13条	法律案の成立
第14条	財政、通商及び取引
第15条	政党
第16条	公庫選挙運動基金
第17条	政府の組織
第18条	反対党
第19条	暫時政府
第20条	行政部
第21条	司法部
第22条	地方政府
第23条	選挙
第24条	選挙委員会
第25条	王国会計検査院
第26条	王国人事委員会
第27条	腐敗防止委員会
第28条	防衛
第29条	法務総裁
第30条	報酬委員会
第31条	中枢官職の保持者
第32条	弾劾
第33条	非常事態
第34条	国民投票
第35条	改正及び正文
第1附則	ブータンの国旗及び国章
第2附則	ブータンの国頌（国歌）
第3附則	地位に係る誓願又は確約

第4附則 法身仏への（秘密保持の）誓願又は誓約

ブータン王国2008年憲法〔仮訳〕

諸橋邦彦・坪野和子

本稿は、去年、ブータン王国で成立した初の憲法典につき、仮訳したものである。この憲法は、2008年7月18日、ジグメ・ケサル・ナムゲル・ワンチュク ('jigs med ge sar rnam rgya l dbang phyug) 国王が国会両院で可決した新憲法案に勅裁を下賜し、成立したものである。その制定過程は、前国王・第4代国王ジグメ・シンゲ・ワンチュク ('jigs med seng ge dban g phyug) 国王が2001年11月に勅令を発して以来、約7年にわたる作業・検討によるものであった。

この憲法典の構成は、冒頭(文)、35条(この条自体は内部で複数の節に分かれ、実態は章とも言い得る)及び4つの附則からなる。また、言語としては、ブータンの国語であるゾンカ語版テキストと、事実上の公用語である英語版テキストとの2種類の正文が存在し、両テキストは解釈上において同格の地位を付与されているという重要な特徴も備えている¹。

この憲法の意義は、ブータン王国にとって史上初の成文憲法典であると同時に、中東を除くアジア各国の中では最後に制定された成文憲法典ということになるのである。世襲君主制や仏教国家としての伝統を色濃く残しながらも、概して近代的な民主国家を志向する内容となっており、また、独特な環境条項や国民総幸福量(Gross National Happiness)への言及など、ブータンの独自性がうかがえる条項も盛り込まれている。しかしその一方で、それまでの改革にも拘らず、国王に一定の統治権限を留保する規定も存在している。また、厳格な市民権条項や、非常事態時等における基本的人権の制限要件条項などは、現在のブータンが抱える苦悩ないしは問題を映し出しているとも言えよう。

本稿は、ゾンカ語版と英語版の2つのテキストのうち、ゾンカ語版に基づき翻訳したものである。ただし、適宜英語版も参照しており、また、英語版でもゾンカ語発音のまま掲載されているタームの訳出については、英語版末尾のGlossary(以下、英語版用語集とする)を参考とした。本文・脚注のゾンカ語は、拡張ワイリー方式により記載している。

本稿訳出の際にも参考としたが、憲法制定過程、憲法制定の際のブータンをめぐる動き、あるいは制定途中の草案の和訳等については、以下の文献を参照されたい。

- ・諸橋邦彦「ブータン王国新憲法草案の特徴及び概要」『レファレンス』662号,2006年3月
- ・Pema Gyampo・金田 有司訳「ブータン王国憲法草案 - 2005年8月15日公表」『桐蔭法学』13巻1号,2006年7月
- ・渾大防三恵「憲法制定を待つブータン - 桃源郷の近代化と『国民総幸福量』のバランス」『AIR21』197号,2006年10月

さらに、筆者らによる、ブータン王国憲法に関する日本西藏学会における報告論文が、本年刊行の『日本西藏学会会報』第54号に掲載予定である。

なお、本稿は公定訳ではなく、あくまで筆者らの個人的責任による仮訳であり、筆者らの所属機関を含めいかなる公的機関その他の見解を示すものでもない。今回は、ブータン・ゾンカ原語にそって、かなり忠実な直訳をすることを試みた。したがって、仏教用語・王室敬語など

1 ブータン王国憲法起草委員会ホームページ<<http://www.constitution.bt/>>の"Articles"<<http://www.constitution.bt/html/constitution/articles.htm>> (last access Jan 26, 2009)において、ブータン王国憲法のテキスト(ゾンカ語版、英語版)を閲覧することができる。

現代的でない単語や文法を採用した。今後も検討を加え、正訳を行う研究計画がある。諸方面からの御叱正を賜りたい。

ブータン王国2008年憲法（2008年7月18日）

冒頭²

我らブータンの国民は、遍く三宝の慈悲、各自の護法尊³への帰依、格別なる我らが指導者の御英知、吉祥具徳のブータンの未来永劫⁴、ブータン傑出王⁵ジグメ・ケサル・ナムゲル・ワンチュク⁶陛下の御導きによる善良な威徳を、拠りどころとする。

ゆえに、いついかなるときにおいても、ブータン国の独立の維持、解放の聖徳⁷の保持、司法及び平安の礎の確立並びに国民の一体、歡喜（幸福）⁸、健康及び福祉の発展は、我らにより誠実な純心をもって誓約され続ける。

本憲法は、ブータン暦戊子年5月15日、西暦2008年7月18日にブータン国に成立し、発効したことを、ここに慶びとともに公布する。

祈願⁹

薬地の八重蓮華の美麗なる農地において
政教が白光に輝くことにより
律せる戒による無辺なる果が豊かに満ち足りる吉祥となり
吉祥なる平安により富貴の因となることを祈らん

我が良き伝統の根本は至高なる全賢なりて
良縁なる民主の千弁は涼みたりて
立憲君主の統治そのものは
国の歡喜の熟した前果を味わわん

頭密を徳修して教えの旗とし
宗教的指導者により尊重される森林への哀れみを集め
庶民の豊富な一体の余裕と
富の善行の普及につき良好たらんことを

第1条 ブータン王国

第1節 ブータン国は、独立の王国であり、その主権は、ブータン国民の権利である。

第2節 その政体は、民主的立憲君主政¹⁰である。

第3節 ブータンの国際的な領土は、境界が不変であり、その境域及び境界に何らかの変更を

2 ngo sprod 英語版はpreamble. なお、ゾンカ語版では、冒頭の前に、「祈祷」(mchod brjod) が置かれているが、本稿では省略する。

3 chos skyong srung ma 英語版はguardian deity.

4 dpal ldan 'brug pa'i mang' thang yun gnas

5 sgos su 'brug rgyal po mi dbang 「傑出」の部分につき、英語版では該当表記が見られない。

6 'jigs med ge sar rnam rgyal dbang phyug 現国王（第5代国王）。2006年12月、父で第4代国王の'jigs med sengge dbang phyug（ジグメ・シンゲ・ワンチュク）王から譲位され、即位した。

7 dpal yon 英語版はblessing.

8 dga' skyid 英語版はhappiness.

9 smon tshig この「祈願」は、同一の文面が前文の後ろと憲法テキスト末尾との2箇所が付されているが、憲法テキスト末尾のものは省略した。なお英語版には、この部分は付されていない。

10 dmangs gtso'i rtsa khriims can gyi rgyal po'i gzhung 英語版はDemocratic Constitutional Monarchy.

なさなければならない場合には、国会議員総数の4分の3を下回らない同意の上になさなければならない。

第4節 ブータンの領土には20県¹¹が含まれ、各々の県の内部には郡¹²及び市¹³が含まれる。県及び郡のいずれも、その境域及び境界に何らかの変更をなさなければならない場合には、国会¹⁴議員総数の4分の3を下回らない同意の上になさなければならない。

第5節 ブータンの国旗及び国章は、本憲法の第1附則に従い定められる。

第6節 ブータンの国頌（国歌）¹⁵は、本憲法の第2附則に従い定められる。

第7節 ブータンの建国記念日は、毎年12月17日である。

第8節 ゾンカ語は、ブータンの国語である。

第9節 本憲法は、国の最高法規である。

第10節 本憲法が可決され、成立した際ブータンの領域内において現に効力を有するすべての法律は、国会により置換え¹⁶、削除又は改正¹⁷されるまでの間、なおその効力を有する。ただし、本憲法が可決され、成立した時点の前後を問わずいかなる法律の規定についても本憲法に適合しない場合には、無効にして一切が空となる¹⁸。

第11節 最高裁判所¹⁹は、本憲法の根拠及び解釈についての最高機関である。

第12節 鉱物資源産地、河川、湖沼及び森林の権利は、国に帰属し、それらが国有財産であることから、法律上において紛争がつかさどられるよう精進²⁰しなければならない。

第13節 行政部、立法部及び司法部が各々独立していることから、本憲法に定める範囲内である場合を除き、ある部門に対して他の部門による介入がなされることはない。

第2条 王制

第1節 ブータン国王陛下は、国の元首にして、国家及びブータン国民の一体の象徴であられる。

第2節 政教二元²¹の本質は、ブータン国王陛下の龍体にこそ凝集され、仏教徒として宗教をつかさどられるブータン国王陛下は、政教二元の宣示をつかさどられる方であられる。

第3節 ブータンの玉座の権利は、不変にして国史に残る協定²²においてブータン暦戊申年11月13日、西暦1907年12月17日に明記されたことを根拠として、ブータン高貴王²³ウゲン・ワンチュク²⁴の正統の末裔にして純血の方に有らせられる。

イ 正統に御誕生された王子又は王女にのみ伝えられる。

ロ ブータン国王陛下が御退位された、又は崩御された場合には、直系宗族に王統が継承せ

11 rdzong khag 英語版用語集は、districtにあたる、としている。

12 rged 'og 英語版用語集は、countyにあたる、としている。

13 khrom sde 英語版用語集は、municipalityにあたる、としている。

14 spy' tshogs 英語版はParliament. 本来この語は、「社会」を意味する。

15 rgyal yongs brdan bzhugs 英語版はNational Anthem.

16 sor bcos 英語版はalter.

17 'phri snon 英語版はamend.

18 nus med dang bden stong 英語版はnull and void.

19 mangon mtho khriims 'dun 英語版はSupreme Court.

20 'bad 英語版はshall又はdo. この語は、本来の意味は「精進する」であるが、口語では単に「～する」という意味もある。この語は憲法において頻出するが、どちらをあてるかは、憲法条文の内容に基づき、訳者の判断によった。

21 chos srid gnyis

22 gan rgya

23 rgyal po gong sa 「高貴」の部分につき、英語版では表記が見られない。

24 o rgyan dbang phyug ブータンの初代国王。

られるものとして、年長順及び王女より王子を優先する順序において継承せられるが、万が一最年長の男子が御不例であらせられるときには、必要な権力を賜るに最も御聡明な王子又は王女を王座の継承者に選出し、この旨を宣示なさることこそ、ブータン国王陛下の深遠なる王務である。

ハ 本節イ号に定める王位継承権者が在りし場合には、ブータン国王陛下が崩御されたときに、王妃の胎内におられた王子又は王女にこそ王位が継承せられる。

ニ 万が一、ブータン国王陛下に直系の王統が在りし場合には、直系の王統が継承せられる原則に従い、ブータン国王陛下の血統に最も近い血統から、最年少の方よりも最年長の方を選出して、この方にこそ王位が継承せられる。

ホ 御身体又は叡慮の御不例により国王大権を行使する能力が有らせられない王子又は王女に継承せられてはならない。

ヘ 王位継承権者が生来のブータン国民にあらずる者と御婚姻された場合には、その方に王位が継承せられてはならない。

第4節 世嗣により、プナカ²⁵城内において、シャブドゥン²⁶・ガワン・ナムゲル足下²⁷の御聖体²⁸からダル²⁹を渡御せられ、玉座に登極せられる。

第5節 ブータン国王陛下が玉座に登極せられた際には、王族、国会議員及び本条第19節により就任した官職の保持者により、ブータン国王陛下に対して純心なる敬愛³⁰の誓約が奉られなければならない。

第6節 ブータン国王陛下が65歳に達し、世嗣の王子又は王女が成年であらせられる場合には、当該世嗣に玉座を御譲りしなければならない。

第7節 本条第9節の条文の主旨に一致する場合を除き、次に掲げるときには、摂政会議³¹が設置されなければならない。

イ 世嗣が21歳に達しておられないとき。

ロ ブータン国王陛下により、宣示上において国王大権の執行が一時的に放棄せられたとき。

ハ ブータン国王陛下の龍体又は一時的な叡慮の御不豫により、国王大権が執行に至らないことについて、国会合同会議における議員総数の4分の3を下回らない同意により可決されたとき。

第8節 摂政会議により、国王大権及び本憲法の範囲においてブータン国王陛下により下賜される権力が連帯上で行使され、及び次に掲げる者が議員とされなければならない。

イ 元老会議³²により選出された王族として最年長の方。

ロ 総理大臣³³。

ハ ブータン最高裁判所長官³⁴。

25 spungs thang kha プナカ。ブータン国内の県の1つ。

26 zhabs drung ブータンにかつて存在した政教一致の統治者。「二足で民と国家を見通せる方」という意味。ウゲン・ワンチュクの即位と共に統治者としての地位からは廃された。

27 ngag dbang rnam rgyal 初代シャブドゥン。ドゥック派の指導的僧侶で、17世紀にブータンを統一した人物。

28 ma chen sku mdun

29 dar 祝福を表す象徴としてのスカーフ。

30 dad dam gtsang ma' dam bca' 英語版はOath of Allegiance.

31 rgyal tshab tshogs sde 英語版はCouncil of Regency.

32 sku sger tshogs sde 英語版はPrivy Council.

33 blon chen 英語版はPrime Minister.

34 'brug gi khrims spyi blon po 英語版はChief Justice of Bhutan.

- ニ 国民議会議長³⁵。
- ホ 国家評議会³⁶議長。
- ヘ 反対党党首。

第9節 本条第7節ロ号又はハ号に定められる事例が重大な場合において、世嗣として信任せられている王族が21歳に達しておられるときには、摂政会議に代わり世嗣として信任を得られた方が、その権利において摂政となられる。

第10節 摂政会議議員により、国会の前において、純心なる敬愛による責任の遂行の誓約が奉げられなければならない。

第11節 ブータン国王陛下により、本条第7節イ号又はロ号の場合には、世嗣が21歳に達せられた、又はブータン国王陛下が国王大権を行使する能力を回復されたときに、国王大権の再開は、その旨が明らかにされた宣示上において発せられる。万が一、本条第7節ハ号の場合には、ブータン国王陛下が国王大権を行使する能力を回復されたときに、国会の議決上においてその旨が明示された布告が発せられなければならない。

第12節 王族とは、国務を現在つかさどっている君主及び過去の君主並びにその方々の后妃、さらに、法律上の妻と認められた方から御誕生された王子及び王女である。

第13節 ブータン国王陛下及び王族は、次に掲げる権利を有する。

- イ 国会により制定された法に基づく、国からの年間王室費の献上。
- ロ 公的及び私的に使用するための宮殿及び住居の支給を含む、すべての特権及び権利。
- ハ 本節イ号及びロ号に記載されている王室費及び王室財産に対する課税の免除。

第14節 元老会議に存すべきは、ブータン国王陛下により任命される議員2人、大臣評議会³⁷により選出される議員1人及び国家評議会により選出される議員1人である。元老会議の責務は、次に掲げるものにある。

- イ 国王陛下及び王族の特権及びその関連事項等。
- ロ 王族の行為及びその関連事項等。
- ハ 王位及び王族及びその関連事項について、ブータン国王陛下への奏上。
- ニ 王室財産及びその関連事項等
- ホ ブータン国王陛下の詔勅により承認せられるその他のもの

第15節 ブータン国王陛下の御行為及び御言葉につき裁判所において勅答を下賜されることは、恐れ多いことであり、国王陛下御自身は、無垢清浄³⁸にして侵してはならない。

第16節 ブータン国王陛下は、次に掲げる国王大権を行使せられる。

- イ 爵位、褒章並びに大臣及びニ・ケルマ³⁹に対する伝統及び慣習に基づくダルを下賜される。
- ロ 国籍、封土その他恩典⁴⁰を下賜される。
- ハ 赦免並びに恩赦及び刑期の軽減を下賜される。
- ニ 国会に法案その他の形式により提出すべきとの詔勅を下賜される。
- ホ 憲法その他の法律に定められていない事項に関する権限を行使される。

35 tshogs dpon 英語版はSpeaker.

36 rgyal yongs tshogs sde 英語版はNational Council.

37 lhan rgyas gzhang tshogs 英語版用語集は、Council of Ministers又はCabinet、と説明している。

38 dri mas ma gos pa 英語版はSacrosanct.

39 gnyis skal ma 赤いスカーフを与えられる高位の名誉を伴う地位。

40 skyid sdug 英語版用語集は、国王又は政府から授与されるBenefit (利益) と説明している。

第17節 ブータン国王陛下により、国賓が歓迎及び接待され、並びに他国の国事に参列なされ、及び巡遊なされることにより、他国との親善及び友好の発展がもたらされる。

第18節 ブータン国王陛下により、ブータン国民の純潔な究竟の利益⁴¹及び福祉のために、本憲法の価値が守護され、及び宣示されなければならない。

第19節 ブータン国王陛下により、御自ら宸筆され、及び御璽を賜った詔勅をもって、次に掲げる者が勅任される。

イ 本憲法第21条第4節に基づくブータン最高裁判所長官。

ロ 本憲法第21条第5節に基づく最高裁判所判事⁴²。

ハ 本憲法第21条第11節に基づく高等裁判所長官。

ニ 本憲法第21条第12節に基づく高等裁判所判事。

ホ 本憲法第24条第2節に基づく選挙管理委員会の委員長及び委員。

ヘ 本憲法第25条第2節に基づく会計総裁⁴³。

ト 本憲法第26条第2節に基づく王国人事委員会の委員長及び委員。

チ 本憲法第27条第2節に基づく腐敗防止委員会の委員長及び委員。

リ 軍事司令部⁴⁴により奏請され、及びその提出した名簿に記載されている中から護持軍の長⁴⁵。

ヌ 本憲法第29条第2節に基づく法務総裁⁴⁶。

ル 総理大臣の奏請によるブータン中央銀行総理⁴⁷。

ヲ 本憲法第30条第1節に基づく報酬委員会委員長。

ワ 総理大臣の奏請による大臣評議会書記官長⁴⁸。

カ 国民議会議長及び国家評議会議長の奏請による各議院の事務総長。

ヨ 総理大臣の奏請による大使及び領事。

タ 総理大臣により、年功序列に関する規則その他に従い選出され、王国人事委員会の奏請を獲得した者から政府事務次官。

レ 総理大臣により、王国人事委員会に選出され、その奏請を獲得した者から県知事⁴⁹。

第20節 ブータン国王陛下により故意に憲法が侵害された、又はその叡慮の恒久的な御不豫のために権力を行使されるに妥当ではないとする動議が、本条次節、第22節、第23節、第24節及び第25節に定める手続の重大さに従い、国会合同会議により可決された場合には、王座から退かれるべきである。

第21節 前節に基づくいずれかの瑕疵による退位動議が国会議員総数の3分の2を下回らずに提出された場合には、当該動議に対する討論につき、国会合同会議に議案として提出されなければならない。

第22節 ブータン国王陛下により、当該動議に対し、親書又は国会合同会議における御自身による勅語又は代理人を通して、勅答が下賜され得る。

41 mtha' don 英語版はbenefit.

42 drang dpon 英語版用語集では、Judge又はJustice と説明している。

43 rtsis zhib yongs khyab 英語版Auditor General.

44 dmag sde'i go gnas bkod tshogs 英語版Service Promotion Board.

45 srung skyob dmag sde'i 'go bdag 英語版Heads of Defence Force.

46 rtsod dpon yongs khyab 英語版Attorney General.

47 spyi 'dzin 英語版Governor.

48 lhan rgyas gzhang tshogs kyi drung chen 英語版Cabinet Secretary.

49 rdzong bdag 英語版用語集ではDistrict Administratorと説明している。

- 第23節 ブータン最高裁判所長官により、本条第21節に定める国会合同会議の議長として〔、国会合同会議は、〕主宰されなければならない。
- 第24節 万が一、国会合同会議において国会議員総数の4分の3を下回らずに退位要求動議が可決された場合には、当該決議につき国民による承認又は否認を受けるために、国民投票⁵⁰に付託されなければならない。
- 第25節 国内に設けられた県においてひとしく投票数が集計され、かつ、投票総数の過半数により当該決議が承認された場合には、ブータン国王陛下により、世嗣のために適切な手続を通して王位が放棄せられなければならない。
- 第26節 国会により、国民投票による場合を除き、本条及び前条第2節の主旨の修正又は廃止をなすために、法律が制定され、又は国会の権限が行使されてはならない。
- 第3条 伝統宗教⁵¹
- 第1節 平和、非暴力、慈悲及び忍辱^{にんにく}の原理及び長所を発展させる仏法は、ブータンの伝統宗教である。
- 第2節 ブータン国王陛下は、ブータン国内におけるすべての宗教の帰依をつかさどる方である。
- 第3節 国家の伝統法事を発展させることは、寺院組織及び出家者の職責であり、ブータンの宗教は、政治から二分されなければならないことが堅持される。寺院組織及び出家者は、政治から越境⁵²しなければならない。
- 第4節 ブータン国王陛下により、5人の阿闍梨⁵³の推薦上において、ドゥック派の戒律を満たし、九徳を備え、かつ、生起次第及び究竟次第に到達し⁵⁴、菩薩として恭しく尊崇される上師⁵⁵1人は、大管長⁵⁶の位を下賜される。
- 第5節 大管長陛下により、僧院委員会の推薦上において、九徳を備え、かつ、生起次第及び究竟次第に到達した上師5人は、阿闍梨の位を下賜される。
- 第6節 僧院委員会の委員には、次に掲げる者を算入する。
- イ 首座を務める大管長陛下。
- ロ 公僧院⁵⁷の5人の阿闍梨。
- ハ 公務員である僧院委員会の書記。
- 第7節 公僧院及び地方僧院⁵⁸に対する十分に一定の資金及び施設その他は、国により継続して供給される。
- 第4条 文化
- 第1節 国により、共同体及び国民の文化的な生活財産のために、記念碑、芸術的又は歴史的な

50 rgyal yongs 'os 'dems 英語版National Referendum.

51 srol rgyun gyi chos 英語版Spiritual Heritage.

52 'das pa

53 slob dpon 仏教博士と訳されることもある。

54 bskyed rdzogs

55 skyes mchog

56 rje mkhan por チベット系仏教の指導者。大管長、大僧正（宗派、大寺院のトップ）と訳されることもある。

57 gzhung grwa tshang 英語版用語集は、Central Monastic Bodyと説明している。

58 rab sde プナカ、ティンブーの2県以外に設置されている僧院。

地域及び主体、城砦⁵⁹、仏堂⁶⁰、寺院⁶¹、経院⁶²、聖地⁶³、言語、文学、音楽、視覚芸術並びに宗教が国家の伝統文化とみなされ、それらの保全、守護及び発展が最大限に邁進され続けなければならない。

第2節 国により、文化の変遷の力強さにつき認識がなされ、及びその変遷を断絶させないように、伝統の長所及び制度は、先進的な共同体として安定の無窮及び恩恵のために最大限に邁進され続けなければならない。

第3節 国により、地方の芸術、習俗、知識及び文化について、その保全及び詳細な研究調査が精進されなければならない。

第4節 国会により、ブータンの共同体文化の興隆を前進させる条件について、必要により法律が起草され得る。

第5条 環境

第1節 現在及び未来の諸世代における究竟の利益のために、ブータン人はひとしく、国家の自然資源及び環境の管理者⁶⁴を務め、〔また、〕環境による恩恵に親和的な慣習及び政策に対する信任上及び支援上において、音響、視覚及び身体の汚穢⁶⁵による不浄からの自然環境の保全、ブータンの円満なる諸生物の類型⁶⁶に対する保護並びに情器世間⁶⁷を衰退させる事態の予防に精進することは、国民のひとしき基本的責務である。

第2節 王国政府により、

イ 国の無垢⁶⁸の環境について、その保全、保護及び改善並びに諸生物の守護が精進されなければならない。

ロ 汚穢及び情器世間衰退の防止が精進されなければならない。

ハ 正当な経済及び共同体の開発が行われる場合には、情器世間にひとしく持続可能な開発が堅持されなければならない。

ニ 危害なく、良好な環境が持続的に堅持されなければならない。

第3節 政府により、国家の自然資源の保全がつかさどられ、及び情器世間の状態の衰退についてその予防が精進され、ブータンの国土全体の最小60%において随時随所に森林が地表を覆うように管理が堅持されなければならない。

第4節 国会により、自然資源の持続可能な利用が堅持され、及びすべての世代のために平等に維持され、並びに国の生物資源における主権が再確認されることについて、環境に関する法律が起草され得る。

第5節 国会により、国のあらゆる地域が、王立公園、動物保全区、自然保全区、森林保護区、生物圏保全区、危険水域⁶⁹及びその類の保護に値する地域として、法律をもって公示され得る。

59 rdzong gzhis

60 lha khang

61 dgon sde

62 rten gsum

63 gnas

64 gnyer 'dzin 英語版はtrustee.

65 btsog grib 英語版はpollution.

66 'byor che'i skye ldan rigs sna 英語版はrich biodiversity.

67 snod bcud 英語版はecological, ecosystem等に相当する。

68 'grib pa med pa 英語版はpristine.

69 gal can gyi chu rka'i sa gongs 英語版はCritical Watershed.

第6条 国籍⁷⁰

第1節 実の父母双方がブータン国民である者は、生来のブータン国民である。

第2節 西暦1958年12月31日以前に遡ってブータン国内に定住していた居住者であり、ブータン政府の公式の戸籍に登録がなされていた者は、登記によるブータン人である。

第3節 帰化によるブータン国籍につき申請を奉呈する者により、次の各号に掲げることが満たされていない場合を除く。

イ ブータン国内における居住が最短15年間合法的な態様である者。

ロ 国内外のいずれかを問わず、刑事犯罪により収監された記録が一切ない者。

ハ ゾンカ語の会話及び筆記が可能である者。

ニ ブータンの文化、伝統、慣習及び歴史の知識が優秀である者。

ホ 三根⁷¹に対して、国民の反対言動及び反対行為を弄した記録がない者。

ヘ ブータンの国籍を与えられておらず、外国の国籍を有している場合には、それを放棄した者。

ト 憲法に対して、純心なる敬愛の誓約を定められた通りに行なった者。

第4節 帰化により国籍を取得する場合には、ブータン国王陛下により勅令が下賜されることで有効となる。

第5節 いかなるブータン国民も、外国政府の国籍を取得した場合には、その者のブータン国籍が無効とされなければならない。

第6節 本節の主旨及び国籍に関する制度を定める法律に反することなく、国籍及びその主要関連事項はひとしく、国会により法律上の範囲内で行われなければならない。

第7条 基本権

第1節 人はひとしく、生命、解放及び各々の平安の守護について権利を有し、法律の適正手続に従う場合を除き、当該権利をなからしめる措置をとられることはない。

第2節 各ブータン国民には、言論及び思考を表現する自由権について権利が存する。

第3節 各ブータン国民には、情報権が存する。

第4節 各ブータン国民には、思想、良心及び宗教の自由権について権利が存する。何人も、強迫上又は扇動上により、他の宗教への改宗を強制されない。

第5節 新聞、放送、テレビ、電算技術その他の情報は、その展開について権利を有する。

第6節 各ブータン国民には、投票権が存する。

第7節 各ブータン国民には、ブータン国内の旅行及び居住の自由権について権利が存する。

第8節 各ブータン国民には、公共サービスの享受に関する資格及び機会の平等について権利が存する。

第9節 各ブータン国民には、財産の所有について権利が存するが、国会により制定された法律に従う場合を除き、ブータン国民ではない者のためにいかなる土地及び不動産も売却し、又はそれらの登記を移す権利は存しない。

第10節 各ブータン国民には、合法的な家業⁷²、専門職⁷³又は職業⁷⁴であれば、これに従事する権利が存する。

70 mi khungs 英語版はCitizenship.

71 rtsa ba gsum 国王・国家・国民を指す。

72 'tsho g.yog 英語版trade.

73 khyad g.yog 英語版profession.

74 lag rtsal ga ci 英語版vocation.

- 第11節 各ブータン国民には、仕事の特徴が同一であれば賃金が同一であることについて権利が存する。
- 第12節 国の平安及び一体を害するための結社の構成員に属さない限り、各ブータン国民には、平和的に集会する自由権及び結社の自由権について権利が存し、また、強制上によりいかなる結社に帰属させられることはない権利が存する。
- 第13節 ブータン国内に居住する人には、編著者又は発明者の男女として、あらゆる科学、文学及び芸術から生じる物質的利益について権利が存する。
- 第14節 個人について、公の目的及び法律の主旨に従い公正適切な補償が給付された場合を除き、買収又は徴用の方式により財産が接収されてはならない。
- 第15節 法の下ですべての人はひとしく平等であり、〔また、〕すべての人には実効的な法律の保護及び平等な手続が存するために、人種、性別、言語、宗教、政治信条その他の立場により差別されることはない。
- 第16節 刑事犯罪につき有罪とされている個人には、法律に従い有罪とされるまでの間は、無罪とみなされる権利が存する。
- 第17節 個人には、拷問又は残酷な、非人道的な、若しくは人格を貶めるような処置若しくは刑罰の行使を受けさせてはならない。
- 第18節 個人には、極刑を受けさせてはならない。
- 第19節 個人のプライバシー、家族、住居又は通信に恣意的又は違法な侵害並びに自己の名誉及び評価に違法な攻撃を受けさせてはならない。
- 第20節 個人は、恣意的な逮捕又は拘留を受けることはない。
- 第21節 個人には、自己の選択により、ブータン人の弁護士⁷⁵に諮問し、及びこれを代理人として立てる権利が存する。
- 第22節 本憲法により授けられる権利にもかかわらず、本条に何らの定めがなくとも、国により法律上の合理的な禁止をもって権利を拘束し、予防をなすことは、次に掲げる要件においては妨げられない。
- イ ブータンの主権、防衛、統一及び一体に関する究竟の利益。
 - ロ 国家の平安、安定及び幸福に関する究竟の利益。
 - ハ 外部の政治主体との善隣友好に関する究竟の利益。
 - ニ 人種、性別、言語、宗教又は地方に関する致命的な危害の扇動。
 - ホ 国の事務に関して、又は公的責任の紛争の際に接受した情報の秘密に関すること。
 - ヘ その他の権利及び自由。
- 第23節 ブータン国内に居住する人にはひとしく、前節及び法律上に定める主旨に反しない行為をなさない限り、本条により授けられる権利の及ぶ主旨について、最高裁判所又は高等裁判所において適切な訴訟手続を求める権利が存する。

第8条 基本責務

- 第1節 各ブータン国民により、ブータンの主権、領土一体性、平安及び統一について、保全、保護及び防衛がなされなければならないがために、国会により明示された際に、国家への服務が奉げられなければならない。
- 第2節 各ブータン国民は、国の環境、文化及び慣習の保全、保護及び尊重をなす責務を有する。

第3節 各ブータン国民により、宗教、言語、地域又は集団の相違が顧慮されることなく、すべてのブータン人之間において、忍辱、相互の尊重及び在家者間の愛情⁷⁶が広められなければならない。

第4節 人により、国旗及び国歌が尊重されなければならない。

第5節 人により、他人に危害が加えられ、虐待がなされ、若しくは殺生がなされ、又は無差別の殺生がなされ、又は女性、弱年者その他のあらゆる者への非人道的行為がなされることについて、忍辱が広められ、又は参加されることがないように、これらの類の行為を予防するために必要な措置がとられなければならない。

第6節 人は、事故の犠牲者に対して、及び天災遭遇時において、救済に全力を尽くす責務を有する。

第7節 人は、公共財を保護する責務を有する。

第8節 人は、法律に従い税額を納める責務を有する。

第9節 すべての人により、正義が信奉され、及び腐敗が阻止されなければならない義務が有される。

第10節 すべての人により、法律の幫助行為がなされなければならない義務が有される。

第11節 すべての人により、本憲法の主旨が尊重され、及び遵守されなければならない義務及び責務が有される。

第9条 国の政策の基本原則

第1節 国により、世界において平穏及び親善に精進する進歩的にして幸福な国の中で、ブータン国民に対して良質な人生が堅持されるために、本条に定める国の政策の基本原則が適用されるよう精進され、及びこれに最大限に邁進されなければならない。

第2節 国により、国民総幸福量⁷⁷の追求を可能とする要件の改善に刻苦奮闘されなければならない。

第3節 国により、法の支配に基づき人権及び人間の尊厳が保護されるように、圧制、偏見及び危害から解放されている共同体が創出されること並びに国民の基本権及び自由権が了義⁷⁸として創出されることが最大限に邁進されなければならない。

第4節 国により、国内に居住する人にはひとしく、電話、電信、郵便その他の通信手段は、違法な秘密傍受又は妨害から保護されることが最大限に邁進されなければならない。

第5節 国により、公正、清浄及び迅速の精神による司法の成熟が最大限に邁進されなければならない。

第6節 国により、経済的その他の理由による無能力の人に対しても司法が阻止されることがないように、法律扶助の付与が最大限に邁進されなければならない。

第7節 国により、不平等の報酬及び富の集中を最小限とする政策が促進されるよう精進され、並びに個人間及び国内の各地域の住民間における公共的な住民施設の公平な割当てが最大限に邁進されなければならない。

第8節 国により、国有財産の分配上において公平な共同体経済の発展をもたらす方法により、異なる需要に基づいた県にひとしく公平な取扱いの堅持が最大限に邁進されなければならない。

第9節 国により、寛大にして進取な経済の促進及び自主自立の経済の達成が最大限に邁進さ

76 spun zla'i 'du shes 英語版はspirit of brotherhood.

77 rgyal yongs dga' skyid dpal 'dzoms 英語版はGross National Happiness (GNH) .

78 ngas gtan 英語版では該当する語がない。

れなければならない。

第10節 国により、市場競争の公正さにより、民間部門の発展が奨励され、市場の独占が事前に防止されるよう精進されなければならない。

第11節 国により、国民が安定した生計手段を確保できる環境の向上が最大限に邁進されなければならない。

第12節 国により、勤労、技能指導及び公平にして健全な賃労条件の権利についての堅持が最大限に邁進されなければならない。

第13節 国により、合理的な労働時間の制限並びに有給休暇を含む休息及び余暇の権利についての堅持が最大限に邁進されなければならない。

第14節 国により、個人の労働内容に従う公平にして合理的な報酬の権利についての堅持が最大限に邁進されなければならない。

第15節 国により、教育による各人の本性の修養につき全面的な開発の実施を目的として、すべての国民の知識、個性及び専門能力の改良及び増進のために、教育の供給が最大限に邁進されなければならない。

第16節 国により、就学年齢に到達している児童にはひとしく、クラス10⁷⁹までの教育が無償で供給され、技芸及び専門の教育が一般的に堅持され、並びに高等教育が高度な成績に基づきひとしく、誰もが資格を得るようにされなければならない。

第17節 国により、女性の闇取引並びに売春並びに猥褻な公私双方の労働並びに加虐、暴行、侮蔑及び脅迫とみなされる差別及び搾取の類を根絶するために、適切な措置をとることが最大限に邁進されなければならない。

第18節 国により、児童の闇取引並びに売春並びに加虐、暴行及び侮辱的な使役並びに経済的搾取とみなされる差別及び搾取の類からの保護が堅持されるために、適切な措置が最大限に邁進されなければならない。

第19節 国により、共同体生活の協働及び親戚観念に基づく家族⁸⁰の一体性に貢献する条件の発揚が最大限に邁進されなければならない。

第20節 国により、普遍的な人間の個性並びに仏教実践及び仏教理論⁸¹に根ざす善行及び慈愛が施される各共同体において、あらゆる持続可能な開発が実現する条件の形成が追求されなければならない。

第21節 国により、現代及び伝統双方の医療上において、公共医療のための基本施設の無償利用が提供され得なければならない。

第22節 国により、疾病、経常的な無能力又は生活手段の喪失のために生計を堅持できない場合において、その保護が最大限に邁進されなければならない。

第23節 国により、共同体の文化的生活における自発的な参加が奨励され、並びに芸術及び科学の発展における技術の革新及び承認が許容されなければならない。

第24節 国により、他国との善願⁸²及び善隣が奨励され、並びに国際法及び条約の義務についての擁護が発揚され、並びに世界の平和及び安全のための平和的手段を通じた国際紛争の解決の奨励が最大限に邁進されなければならない。

第10条 国会

79 中等教育修了段階に相当。

80 nye tshan 'du shes kyi rten gzhi 英語版extended family structure.

81 sangs rgyas pa' grub mthar 英語版はBuddhist ethos.

82 legs smon 英語版はgoodwill.

- 第1節 ブータンの国会が有すべきものは、本憲法において明記されているすべての立法権であり、国会の中には、国王陛下、国家評議会及び国民議会⁸³が含まれる。
- 第2節 国会による政策、事案及び法律案その他の法律並びに国の権能の精査は、公的評価上において、政府により国民の希望が満たされ、及び国家の究竟の利益が守護されることの精進が堅持されなければならない。
- 第3節 国会議員の選挙は、国家の選挙法に従わなければならない。
- 第4節 1人により同時に、国家評議会及び国民議会又は地方政府の議員となることは許されない。
- 第5節 ブータン国王陛下により、総選挙後に、国会の開会式及び第1回の会議が召集される。
- 第6節 国会の開会式について初回の会議が召集される際には、国会合同会議において、ブータン国王陛下を騎乗の儀礼⁸⁴により御迎えしなければならない。各会期はひとしく、円満着席会議式⁸⁵と共に開始され、及び各会期はひとしく、吉祥誓願⁸⁶により閉会されなければならない。
- 第7節 ブータン国王陛下により、一方の議院の会議又は国会合同会議において、利益波及があると叡慮される場合にはいつでも、勅語が下賜され、又はこれらに親臨され得る。
- 第8節 ブータン国王陛下により、一方の議院又は両方の議院に対して、利益波及があると叡慮される場合には、詔勅が下賜され得る。
- 第9節 詔勅が下賜された議院により、当該詔勅について可及的速やかに、ブータン国王陛下に当該議院の見解が上奏されなければならない。
- 第10節 大臣評議会議長により、政府の立法及び年次計画に関して政府の優先項目を含む国内情勢についての年次報告は、ブータン国王陛下に奉呈され、及び国会に提出されなければならない。
- 第11節 両院により、自身の運営に関する規則が制定されなければならない。また、各議院それぞれが制定する議院規則に従い指導されなければならない。各院それぞれの内部における国会事務の執行権のために、委員会が任命されなければならないということが、各院それぞれの運営に関する規則に記載がなされていなければならない。
- 第12節 目下の必要の状況が生じた場合には、ブータン国王陛下の勅令上において、国民議会議長及び国家評議会議長により、国会の特別会が召集されなければならない。
- 第13節 国会議員1人は、1票を有する。投票が同数の際には、国民議会議長又は国家評議会議長の決定の1票が投じられる。
- 第14節 国家評議会又は国民議会の各会議における議員の定足数は、各議院それぞれの議員総数の3分の2を下回るべきではない。
- 第15節 国会の手続は、公へのすべての開示がなされなければならない。ただし、公共の平穩その他のあらゆる状況に基づき、公開により公に深刻な損害が発生する可能性がある止むを得ない重大事態にある場合には、国民議会議長又は国家評議会議長により、記者及び公衆に対して手続がひとしく、又は手続の一部が遮蔽され得る。
- 第16節 国会合同会議の手続は、国民議会議長により主宰され、及び合同会議の議場は国民議会の議場内とする。

83 rgyal yongs tshogs 'du 英語版はNational Assembly.

84 chibs gral thog las

85 bzhugs gral phun sum tshogs pa'i rten 'brel

86 bkra shis smon lam

- 第17節 経常的な不在その他を理由として国会議員の地位に空席が生じた場合には、空席を補うために、空席が生じた日から90日以内に、議員選挙が実施されなければならない。
- 第18節 国会議員により、各々の職務を開始する前に、本憲法の第3附則に定める誓願又は確約⁸⁷が奉げられなければならない。
- 第19節 総理大臣、大臣、国民議会正副議長及び国家評議会議長により、その役職に就く前に、本憲法の第4附則に定める法身仏への誓願又は確約⁸⁸が奉げられなければならない。
- 第20節 国会議員によりひとしく、議院の規律及び尊厳が保持されなければならない。誹謗行為及び暴力行為は、禁止されなければならない。
- 第21節 国会内又はその委員会内のいかなる議員によっても、国会内における議員各々の職権を行使する際には、いかなる思考による意見又は国会内の投票も、尋問、逮捕、収監又は訴追が抑止され、並びにいかなる個人も、国会の権限下のいかなる報告又は文書及び手続書面又は出版物によっても罪を負うことはない。
- 第22節 議員により、各々の義務の遂行に関して腐敗行為をなした者は、当該行為が免責により救済されることはなく、並びに特定の発言又は投票をなすために金銭又は有価の利益が取得される行為その他も免責により救済されることはない。
- 第23節 議員の免責特権を解除するためには、各々の議院の議員総数の3分の2を下回らない同意がなされなければならない。
- 第24節 国民議会及び国家評議会は、各々の議院の召集の初日から数えて5年間継続しなければならない。国家評議会による5年間は、全うされなければならない。国民議会は、総理大臣のブータン国王陛下への奏請による、又は政府に対する不信任投票が可決された、又は本憲法第15条第12節に基づく場合には、事前に解散され得る。
- 第25節 第1条第10節に抵触せず、ブータンにより加盟されている有効な国際協約、規約、条約、議定書及び協定は、継続的効力を有し、今後政府により調印される国際協約、規約、条約、議定書及び協定は、憲法に反しないものでない限り、国会により批准が与えられた場合にのみ、国家の法律として承認されなければならない。

第11条 国家評議会

- 第1節 国家評議会においては、次の各号に掲げる議員25人が含まれなければならない。
- イ 20県各々がひとしく投票により選出した選挙議員。
- ロ ブータン国王陛下により勅任された格別な者5人。
- 第2節 国家評議会により、その独自の立法機能によるほかに、国家主権及びその保護並びに国家及び国民に究竟の危険が存する場合において、ブータン国王陛下のために上奏並びに総理大臣及び国民議会のために報告がなされなければならないために、事案の再審をなす院として承認されなければならない。
- 第3節 国家評議会の候補又は議員は、いかなる政治的党派にも加入してはならない。
- 第4節 毎回の国家評議会選挙の結果により最初の会議が召集された、又は空白の職位を補充する必要が生じた際には、国家評議会によりその議員の中から議長が選出されなければならない。
- 第5節 ブータン国王陛下により、御自ら宸筆され、及び御璽を賜った詔勅をもって、国家評議会議長はダケン⁸⁹を賜る。

87 go gnas kyi dam bca'm 英語版はOath or Affirmation of Office.

88 gsang ba'i dam bca'm 英語版はOath or Affirmation of Secrecy.

89 bdag rkyen 地位及び責任を示す褒章。

第6節 国家評議会の会議は、1年に少なくとも2回は、召集されなければならない。

第12条 国民議会

第1節 ブータンの国民議会においては、人口比例に従い県から選出される議員総数が最大55人とされなければならないが、1県の議員数は、2人を下回ってはならず、かつ、7人を上回ってはならないものとして、国会により、適切な議員数が配分され、各県の選挙区が均等とされ、及び国民議会において各選挙区の投票人により議員1人が直接選出されることについて、法律上で定められなければならない。

第2節 10年後ごとに、人口変動の影響に伴う10年後の人口調査がなされたことにより、各県からの選出議員数が再調整されなければならないが、及び各県からの選出議員は、2人を下回ってはならず、かつ、7人を上回ってはならないとの制限に反してはならない。

第3節 毎回の総選挙の結果により、最初の会議が召集された際に、又は空白の職位を補充する必要が生じた際には、国民議会によりその議員の中から議長が選出されなければならない。

第4節 ブータン国王陛下により、御自ら宸筆され、及び御璽を賜った詔勅をもって、国民議会議長はダケンを賜る。

第5節 国民議会の会議は、1年に少なくとも2回は、召集されなければならない。

第13条 法律案の成立

第1節 国会により採択された法律案は、ブータン国王陛下の勅裁が下賜されることにより、普遍的な効力を得る。

第2節 金銭法律案⁹⁰及び財務法律案⁹¹は、国民議会においてのみ発案されるが、ただし、その他の法律案は、いずれか一方の議院において発案され得る。

第3節 いずれか一方の議院において保留されている法律案は、当該議院の閉会を理由として廃案とはしない。

第4節 法律案は、各々の議院における議員総数の単純過半数上により、又は合同会議の場合には、両院双方の議員における投票総数の3分の2を下回らずに、採択されなければならない。

第5節 一方の議院により提出され、及び採択された法律案は、採択された日から数えて30日以内に、一方の議院により他方の議院に送付されなければならないが、当該法律案は、国会の次期会期中において採択され得る。予算案及び緊急法律案の場合には、国会の現会期中に採択が完了されなければならない。

第6節 他方の議院により法律案が採択された場合には、採択された日から数えて15日以内に、当該法律案が勅裁のためにブータン国王陛下に奉呈されなければならない。

第7節 他方の議院により当該法律案が採択されない場合には、当該議院により、当該法律案を発案した議院に対して、修正が付されて回付され、又は再審議のための異論が付されて返付されなければならない。当該法律案が採択された場合には、採択された日から数えて15日以内に、当該法律案が勅裁のためにブータン国王陛下に奉呈されなければならない。

第8節 当該法律案を発案した議院により、他方の議院から接受した修正又は異論の承認が拒否された場合には、当該議院により、当該法律案がブータン国王陛下に奉呈されなければならないが、〔また、〕ブータン国王陛下により、当該法律案を国会合同会議上において審議させ、及び再投票させるための勅令が下賜される。

90 ti ru gi dpyad yig 英語版はMoney Bill.

91 dngul rtsis kyi dpyad yig 英語版はFinancial Bill. なお、金銭法律案と財務法律案については、憲法中にその定義がなされていない。

第9節 当該法律案を発案した議院とは他方の議院により採択されず、かつ、次の会期が終了した時点で回付若しくは返付もなされない場合には、当該法律案が採択されたものとみなされなければならない。当該法律案を発案した議院により、15日以内に勅裁のためにブータン国王陛下に奉呈されなければならない。

第10節 ブータン国王陛下により、当該法律案に勅裁が下賜されない場合には、陛下から修正又は異論を賜り、両議院により再審議及び再投票をなすようにとの勅令が下賜される。

第11節 合同会議において討論がなされ、当該法律案が採択されたことにより、勅裁のために当該法律案がブータン国王陛下に再び奉呈された場合には、ブータン国王陛下により勅裁が下賜される。

第14条 財政、通商及び取引

第1節 税額、手数料及び徴収するその他の区分の賦課又は変更は、法律上による場合を除き、これをなしてはならない。

第2節 法律上に規定されなければならない事案のために割り当てられないすべての公金は、貯蓄をなすための整理公債基金⁹²とされ、国費の中において運用されなければならない。

第3節 公金は、法律に従い充当がなされる場合を除き、整理公債基金からの引出しをなしてはならない。

第4節 政府により、公共目的のために借款が積み立てられ、若しくは付与され、又は負債が保証される場合には、法律に従いなされなければならない。

第5節 政府により、金融制度及び公金の管理は、合理的になされなければならない。政府により公債が支払われる場合には、将来世代に適切ならざる負担が課されないようにすることが堅持されなければならない。

第6節 政府により、循環費⁹³は、国内に存する資源から合理的に堅持されなければならない。

第7節 外貨準備高は、最低でも1年を下回らない需要のための輸入財源が補われ得る金額が堅持されるよう精進しなければならない。

第8節 過去の年間予算額及びそれに添付する年間予算報告書は、財務大臣により国民議会において説明されなければならない。

第9節 会計年度が開始される前に、国民議会により予算の承認がなされない場合には、予算が新たに適用されるまで、経常費として前年度の予算が適用されなければならない。適切な徴収及び配分の実施は、前年度終了時に有効とされていた法律に従わなければならない。ただし、予算の新たな一項目又は複数項目が承認された場合には、当該項目について実際に適用が開始されなければならない。

第10節 予算内に含まれない、又は予算割当てを超過する何らかの支出及び予算項目についての他の予算項目への移動は、法律に従ってなされなければならない。

第11節 万が一、費用の基本的性質に何らかの必要性が生じている場合には、一会計年度を上回る金額を法律に従い割り当てることができる。この性質に関連する場合には、連続する次の年の予算内に、当該年に割り当てられている資金が含まれなければならない。

第12節 国会により、天災基金⁹⁴が設立され、及び当該基金は、緊急にして予測不可の人災に使用されなければならない。その特権は、ブータン国王陛下に存する。

92 phyogs bsdus ma dngul 英語版はConsolidated Fund.

93 bskyar zlos zad gron 英語版はrecurrent expenditure.

94 rgud gso'i ma dngul 英語版はrelief fund.

第13節 国により、中枢機関⁹⁵がそれぞれ独立して運営されるために、十分な資金が供給されなければならない。

第14節 本憲法その他の法律において定める条文がない限り、すべての県の間では、物資及び交通事業が妨げられることなく移動されなければならない。

第15節 外部の政府を伴う通商及び取引は、法律上でこれを規制しなければならない。

第16節 国会により、国の平穩を保持する場合を除き、取引の独占は、法律により企図され得ない。

第15条 政党

第1節 政党により、国の究竟の利益が他のすべての究竟の利益よりも優先されることが堅持され、そのために個別的な価値及び国民の希望の増大に基づく責任及び善政の選択肢が付与されなければならない。

第2節 政党により、国の一体及び先進的経済の発展をもたらすこと並びに国の平穩の堅持が追求されなければならない。

第3節 候補者及び政党により、選挙の利得を目的として、地域、民族及び宗派に依存して投票人への煽動をなしてはならない。

第4節 次に明記する範疇及び要件に該当すると、選挙委員会により確認されたことに基づき、公式の登記簿により政党の1つとして登録されなければならない。

イ その構成員は、ブータン国民であり、かつ、本憲法に定める範疇に違反していないもの。

ロ その構成員の資格は、地域、男女、言語、宗派又は共同体における素性に基づき付与されないもの。

ハ 国内における大部分の地域から構成員の責任及び支援を伴う基盤が広大であり、国の団結及び安定に精進するもの。

ニ 登録構成員により提供された献金等を除き、いかなる寄贈も受け取ることが許されず、その金銭及び有価証券又は財物は、選挙委員会により認定されなければならない。

ホ 政党により、政府若しくは非政府若しくは私的な機関又は私的団体及び単独の個人のいずれの場合においても、外部を起源とする献金及び寄贈等が受け取られていないもの。

ヘ 当該政党構成員により、本憲法に堅貞なる盟誓⁹⁶が奉じられなければならない。かつ、国の主権、平穩、統一及び一体が奉じられなければならない。

ト 当該政党は、民主の前進並びにブータンの共同体、国富及び政治の進歩に基づき常設されている。

チ 当該政党は、本条第11節の条文に従い、以前に解散されたことがない。

第5節 あらゆる登録政党により参加され得る事前選挙段階において選定された政党2党から、国民議会に選挙される。

第6節 国民議会が会期満了となった、又は本条第12節の条項の定めにより解散された場合には、政党2党を抽出するために事前選挙が実施されなければならない。

第7節 事前選挙において、最多票数の第1位及び第2位を獲得した政党は、総選挙において競合する2党として、本条第5節の主旨に従い、該当する政党2党であると宣言されなければならない。

第8節 総選挙において国民議会の最多数の選挙議席を獲得した政党が政権党であり、及び他方が反対党であると宣言されなければならない。ただし、不確定の空白議席がある場合にお

95 rtsa khirms can gyi 'dus tshogs 英語版はconstitutional body.

96 dam tshig gtsang ma'i gus 英語版はbear true faith and allegiance.

いて、補欠選挙の後に反対党により国民議会の最多数の議席が獲得されたときには、当該政党が政権党であると宣言されなければならない。

第9節 国民議会の会期の残りが180日を下回っていない場合には、選挙は実施されない。

第10節 一方の政党に所属する国民議会議員により、単独又は集団をもって他方の政党に逃避し、加入されてはならない。

第11節 政党は、次に掲げる場合において、最高裁判所により宣告されたときにのみ解散させられる。

イ 当該政党の目標又は理念が本憲法の条文に反している場合。

ロ 当該政党により、外部を起源とする献金及び寄贈等が受領されている場合。

ハ 国会により定められたその他の理由又は有効な法律の定めによる場合。

ニ 選挙関連法に抵触した場合。

第12節 前節に従い国民議会の政権党が解散され、又は本憲法第10条第24節若しくは本憲法第17条第7節により政府不信任から国民議会が解散された場合には、これに従い、本条第1節から第8節が適用されなければならない。

第13節 次節に従う反対党の選挙の場合には、国民議会の会期が停止されなければならない、並びに政権党及びその候補者は、選挙を戦わない。

第14節 本憲法の条文に従い、原反対党が解散された場合には、次に掲げる通りに反対党選挙が実施されなければならない。

イ 原反対党の解散の日から数えて、60日以内に行う。

ロ 本条第4節に従い、選挙委員会に登録された政党が参加する。

ハ 選挙関連法による選挙の実施を通して、原反対党が解散された際に、選挙区で空白議席が生じた議員が補充される。

第15節 前節の反対党選挙の実施により空白議席が補充された場合には、憲法の規定に従い、国民議会が継続する。

第16節 国会により、政党の設立、機能、善行規範⁹⁷及び内部組織序列は、法律上に規定されなければならない、並びに通常会計上により政党資金の清浄が堅持されなければならない。

第16条 公庫選挙運動基金

第1節 選挙委員会により、国民議会における登録政党及び国家評議会における候補者の選挙の際に、当該政党の候補者のための資金供与を目的として適切に支払う額の査定に従い、各年に設置される公庫選挙基金が国会による法律上に設置されなければならない。

第2節 選挙委員会による登録政党及び候補者のための公庫選挙基金上からの交付は、あらゆる方面に偏りが無い原則上において、国会により定められる法律に従ってなされなければならない。

第3節 選挙委員会により、国民議会選挙に参加した政党及び候補者により使用され得る支出総額の上限が確定されなければならない。

第4節 選挙委員会により、一政党における登録党员から受領した寄贈について、選挙基金法の条文に抵触しない上限が確定されなければならない。

第5節 国会により定める法律又は有効な法律に従い、政党及び候補者による資金の受領は、選挙委員会の要求に従い監査され、及び監督されなければならない。

第17条 政府の組織

97 bjang spyod kyi gnas tshad 英語版はEthical standard.

第1節 ブータン国王陛下により、国民議会において最多数の議席を獲得した政党の党首又は選定者に、総理大臣のダケンが下賜される。

第2節 個人により、総理大臣の職位には、2期を超えて就いてはならない。

第3節 ブータン国王陛下により、国民議会議員の中から総理大臣の奏請の上に大臣が任命され、又は総理大臣の上奏の上に大臣の罷免がなされる。

第4節 総理大臣及び大臣の職位の候補者は、選挙された国民議会議員でなければならず、生来のブータン国民でなければならない。

第5節 同一県における選挙区より選挙された2人を超える議員は、大臣に任命される資格を有しない。

第6節 政府不信任動議は、国民議会議員総数の3分の1を下回らないことにより発案することができる。

第7節 万が一、国民議会議員総数の3分の2を下回らず、政府に反対する不信任票が投じられた場合には、ブータン国王陛下により政府が解散されなければならない。

第18条 反対党

第1節 反対党による有益な責務が承認された上で、政府及び政権党により本憲法の条文に従った善政の提供に精進すること、国における究竟の目的の普及を追求し続けること並びに国民の希望を満たすマニフェストを追求することが堅持されなければならない。

第2節 反対党により、国の統一並びに異なる共同体相互間における一体の調和及び好縁の普及が精進されなければならない。

第3節 反対党により、国会内において、善政の成就及び幅広い監察のための反対がなされる際には、有益にして責任ある議論上において参加し、及びこれを普及することに精進され続けなければならない。

第4節 反対党により、国の究竟の利益を超越して党の究竟の利益が普及されてはならない。その理由は、実行責任、応答責任及び清浄を有する統治をもたらすことにある。

第5節 反対党により、選挙された政府への反対をなし、政策手法その他の重要な根源を明らかにし、及び公務全般への質問を行う権利が有される。

第6節 反対党により、外部からの脅威、自然災害その他の国の深刻な脅威のために国家の安全保障及び国の究竟の利益に大いなる危険が生じた場合には、政府への援助及び支持がなされなければならない。

第19条 暫時政府⁹⁸

第1節 ブータン国王陛下により、国民議会が解散された時にはいつでも、選挙委員会が自発的にして差別なき選挙を行い得るようにするために、90日を超えない間の管理をなす暫時政府が任命される。

第2節 ブータン国王陛下により、暫時政府における1人の主任顧問及びその他の顧問は、国民議会が解散されてから15日以内に任命される。ブータン最高裁判所長官は、主任顧問に任命される。

第3節 暫時政府が任命されたことにより、国民議会が解散された際には、総理大臣及び大臣に就任していた者が当該責務から罷免されなければならない。

第4節 暫時政府により、政府の通常事務が行われることを除き、いかなる政治決定又は外部の政府に係る組織とのいかなる協定もなしてはならない。

98 gnas skabs kyi gzhung 英語版はInterim Government.

第5節 政府は、国会の解散の日から90日以内に開始されなければならない。

第6節 国民議会が新たに開始され、総理大臣により職位の責務が開始された日から、暫時政府の継続が廃止される。

第20条 行政部

第1節 政府により、国家主権が防衛及び永続され、並びに善政が提供され、並びに国民の平和、平穏及び幸福が堅持されなければならない。

第2節 行政権は、総理大臣による指導上に、大臣を含む大臣評議会に存する。大臣の人数に係る規定は、効果的に提供される善政の実施に必要なとされる省の数に従わなければならない。省の新設又はいずれかの省の削減は、国会により付与される承認がなければならない。大臣の任命のみのために省が新設されてはならない。

第3節 本憲法第2条第16節及び第19節に違反することなく、ブータン国王陛下により、国際関連案件を含む権能が執行される際には、大臣評議会により、ブータン国王陛下のために輔弼及び上奏がなされなければならないと、また、当該助言の全般又はその他につき大臣評議会により再検討がなされなければならないとの勅令が下賜され得る。

第4節 総理大臣により、国際関連案件を含む国務案件について、適宜ブータン国王陛下のために報告が上奏され、ブータン国王陛下により下賜され得る勅令及び御諮詢に対しては、関連する情報及び書類が奉呈されなければならない。

第5節 大臣評議会により、

イ 国家及び共同体に生じた変動並びに内外の時勢において発生した関連事案の状況が分析される。

ロ 施政方針演説の意図が明示され、それを成就するために必要な資源が確定される。

ハ 政府による政策の計画及び着手がなされ、それらの実行が堅持される。

ニ 内外において国家を代表する。

第6節 大臣評議会により、民主の長所及び本憲法に定める原則に基づく効果的な民政が促進されなければならない。

第7節 大臣評議会は、ブータン国王陛下及び国会に対して、連帯により法的責任を負う。

第8節 行政部により、国会により制定された法律若しくは有効な何らかの法律の条文に反する、又はこれらを改正して異なるものとし、又はこれらを無効とするいかなる政令、回状、規則又は通達も発せられてはならない。

第21条 司法部

第1節 司法部により、法の支配に従い、信託及び信心の奨励並びに司法の発展がもたらされるために、畏怖、情実又は不適切な遅延なく、司法の公平にして自立した運営上において、司法の防衛及び擁護がなされなければならない。

第2節 ブータンの司法権をつかさどるものは、最高裁判所、高等裁判所、県裁判所、準県裁判所⁹⁹、国家司法委員会の奉請上においてブータン国王陛下により適宜設置される審判所¹⁰⁰その他の裁判所を含む王国司法裁判所である。

第3節 最高裁判所は、記録裁判所である。

第4節 ブータン最高裁判所長官は、ブータン国王陛下により、国家司法委員会に御諮詢がなされた後に、最高裁判所判事又は格別に法律に精通した者の中から、御自ら宸筆され、及び御璽を賜った詔勅をもって、勅任がなされる。

99 drung khag khirms 'dun 英語版用語集は、Sub-distict Courtと説明している。

100 khirms zhib tshogs sde 英語版tribunal.

第5節 最高裁判所判事は、ブータン国王陛下により、国家司法委員会に御諮詢がなされた後に、高等裁判所判事又は格別に法律に精通した者の中から、御自ら宸筆され、及び御璽を賜った詔勅をもって、勅任がなされる。

第6節 任期は、次に掲げるもののいずれかまでである。

イ ブータン最高裁判所長官は、5年又は満65歳になるまでの、いずれか早い方としなければならない。

ロ 最高裁判所判事は、10年又は満65歳になるまでの、いずれか早い方としなければならない。

第7節 ブータン最高裁判所には、最高裁判所長官及び判事4人があり、高等裁判所の判決、命令又は決定に係るあらゆる案件についての最高上訴機関であることにより、最高裁判所は、判決及び命令を再審する権限を有する。

第8節 法律又は事実に係る疑義の性質により、及びそれらの公共の重大さについて、最高裁判所から利益波及に係る見解が上奏されなければならない場合には、ブータン国王陛下により、当該案件の疑義を考察させるために、最高裁判所にこれを御諮詢され、及び最高裁判所により当該御諮詢に奉答するために、その見解が上奏されなければならない。

第9節 本憲法の解釈に関して、総じて重大な法律の疑義を含むあらゆる案件が高等裁判所において延期の状態にある場合には、最高裁判所自らの動議上により、又は法務総裁及び紛争の当事者の一方からの異議申立ての提出により、再審理又は棄却され得る。

第10節 最高裁判所及び高等裁判所により、関係する重大な状況において適正な決定、命令、回状又は令状が発行され得る。

第11節 高等裁判所長官は、国家司法委員会の奉請上において、ブータン国王陛下により、高等裁判所判事又は格別に法律に精通した者の中から、御自ら宸筆され、及び御璽を賜った詔勅をもって、勅任がなされる。

第12節 高等裁判所判事は、国家司法委員会の奉請上において、ブータン国王陛下により、県裁判所判事又は格別に法律に精通した者の中から、御自ら宸筆され、及び御璽を賜った詔勅をもって、勅任がなされる。

第13節 高等裁判所の長官及び判事の地位の任期は10年又は満60歳になるまでの、いずれか早い方としなければならない。

第14節 ブータン高等裁判所には、高等裁判所長官及び判事8人があり、県裁判所及び審判所からのあらゆる案件について上訴をなす裁判所であることにより、県裁判所及び審判所が審理しない案件には、高等裁判所により上位的権限が行使される。

第15節 最高裁判所及び高等裁判所の判事の独立は、聖なるものと承認されているが、ただし、非行の証明が示された判事について、国家司法委員会の見解に基づき罷免に相当すると隠れることなく発覚した場合には、委員会の奉請上においてブータン国王陛下により、当該判事に対して詔勅上による御叱責又は停職の詔勅が下賜される。

第16節 国会により、偏向なく、かつ、自立している行政審判所及び裁判外紛争解決センターが法律上に設置されなければならない。

第17節 ブータン国王陛下により、御自ら宸筆され、及び御璽を賜った詔勅をもって、国家司法委員会の委員が勅任される。国家司法委員会の構成は、次に掲げる通りとしなければならない。

イ 筆頭委員をブータン最高裁判所長官が務める。

ロ 最高裁判所の最年長の判事。

ハ 国民議会の立法委員会の委員長。

二 法務総裁。

第18節 個人はひとしく、本憲法第7条第22節に反することなく、憲法その他の法律それぞれに生じた理由に関して、裁判所に出訴する権利を有する。

第22条 地方政府

第1節 国民が独立している共同体、経済及び環境の平穩に富む開発及び管理における直接参加の利益のために、選挙された地方政府に権力及び権限が分割されなければならない。

第2節 ブータンの20県の各々には、地方政府が存しなければならず、その中には、県議会¹⁰¹、郡評議会¹⁰²及び市評議会¹⁰³が含まれる。

第3節 地方政府により、地方の境域における利害についての重大な案件に関して、民主的な信任のための集会が実施され、地方の究竟の利益が国の統治の範囲内において堅持されなければならない。

第4節 地方政府の目標は、次に掲げるものである。

イ 地方の共同体のために、民主及び道徳的責任の統治規範を導入する。

ロ 共同体に対する無償サービスの提供について、その安定化の原則を堅持する。

ハ 地方の統治における重要な問題は、共同体及び共同体で構成される団体の関与を奨励する。

ニ 国会により制定された法律上に定める法的責任その他を成就する。

第5節 地方政府により、自立した財政及び運営の余力のために、本条に定める目標の達成が精進されなければならない。

第6節 県議会の中には、次に掲げる者が含まれる。

イ 各郡から選挙された代表2人である郡長¹⁰⁴及び一般代表¹⁰⁵。

ロ 県中央市¹⁰⁶から選挙された代表1人。

ハ 県周辺市¹⁰⁷から選挙された代表1人。

第7節 郡評議会においては、議員団の選挙のために郡を選挙のために区¹⁰⁸に画さなければならない。郡の国民により選出された郡長及び一般代表は、郡評議会の議員である。郡長は、郡評議会の議長とならなければならない。

第8節 市評議会においては、市における投票により直接選挙で当選した市長¹⁰⁹1人が議長とならなければならない。市長の権力及び権能は、国会により制定された法律上に定められなければならない。

第9節 市評議会の議員の選挙のために、市は、選挙区に区分されなければならない。

第10節 郡評議会又は市評議会のために選挙される議員は、10人を上回ってはならず、7人を下回ってはならない。

第11節 県議会により、議員の中から議長1人が選出されなければならない。

101 rdzong khag tshogs 'du 英語版用語集は、District Councilとしている。

102 rged 'og tshogs sde 英語版用語集は、Countee Committeeとしている。

103 khrom sde tshogs sde 英語版用語集は、Municipal Committeeとしている。

104 rgapo

105 dmangs mi 英語版用語集は、郡から選挙で選出された代表で、郡長の代理 (deputy) も務める、と説明している。

106 rdzong khag de'i khrom sde

107 rdzong khag yan lag khrom sde

108 spyi 'og 郡の下位の単位。

109 khrom dpon

第12節 県議会は、1年に2回召集されなければならない、郡評議会及び市評議会は、1年に3回召集されなければならない。

第13節 地方政府は、定足数を形成するために、その出席議員数が議員総数の3分の2の出席者数を下回ってはならない。

第14節 任期満了その他の理由により地方政府の議員の職位に空席が生じた場合には、空席を補充するために、空席が生じた日から30日以内に議員が選挙されなければならない。

第15節 地方政府の議員により、個別の責任が負われる前に本憲法第3附則に掲げる誓願又は誓約が奉げられなければならない。

第16節 地方政府の議員の選挙は、ブータン選挙関連法の規定に従い実施されなければならない。

第17節 地方政府の議員候補又は議員は、いかなる政党にも帰属しない。

第18節 地方政府は、次に掲げる通りである。

イ 実行責任、清浄及び応答責任を備えた行政、技術及び管理の能力に基づく発展をもたらすために、政府により支援される。

ロ 国会による法律上に明記された範疇に反せず、当該制度の業務としての重要行為に従う税額、関税、交通税及び賃貸料を賦課及び徴収するために、税の区分を有する。

ハ 毎年支給される政府からの財源を十分確保するための手続を有する。

ニ 自ら治める地方政府を独立独行及び自給自足の地方単位として堅持するために、国家の歳入を配分する。

ホ 全面的及び一体的な根幹的地方開発計画を成就するために、政府の支援を受ける。

ヘ 国会による法律上に明記された範疇に反せず、不動産を所有し、及び自立した算出の上で借款を取得することができる手続を有する。

第19節 地方政府は、公務員が存する行政機関により支援されなければならない。

第20節 1県のために公務員により支援される行政主管となるのは、1人の県知事でなければならない。県知事は、政治に関与することなく、国家及び国民の究竟の利益のために行政主管として自らの責任を成就する。

第21節 事前解散ではない限り、県議会、郡評議会及び市評議会は、それぞれの会期の最初の日から計算して5年継続する。

第22節 県知事及び地方政府の権力及び権能の体系は、国会により制定された法律に従わなければならない。

第23条 選挙

第1節 本憲法に明記されている統治の基礎は、国民の総意としての希望であり、及びこの希望は、定められた時期における選挙上に明示されるよう精進しなければならない。

第2節 個人による選挙における秘密投票上において成人直接投票権を有する者は、次に掲げる要件を満たす者である。

イ 国民認証カードを所持しているブータン国民。

ロ 満18歳を下回らない者。

ハ 選挙日前1年を超えず、当該選挙区における住民登記に記載されている者。

ニ ブータンにおいて公布されているあらゆる法律に明記されている投票違反に特に該当しない者。

第3節 本憲法に明記されている選挙職の候補人により、次に掲げる要件が満たされていない。

イ ブータン国民の1人である。

ロ 当該選挙区の選挙人として記載されている者。

ハ 立候補申請時点で、満25歳を下回っておらず、かつ、満65歳を上回っていない者。

ニ 政府若しくは非政府若しくは私的な機関又は私的団体及び単独の個人のいかなる場合でも、外部を起源とする献金又は寄贈等が受け取られていない者。

ホ 選挙関連法において特に要する学識その他の特別な要件を有している者。

第4節 本憲法に明記されている候補人又は選挙職にある議員で、特に除外されなければならない個人は、次に掲げるいずれかに該当する個人である。

イ ブータン国民にあらざる者及びブータン国民にあらざる者と婚姻している者。

ロ 公共サービスを停止されている者。

ハ 刑事上の何らかの重大な処罰により、判決を受けて収監された者。

ニ 政府に対してなさなければならない納税その他の貢献を欠いている者。

ホ 法律に従い求められる期限規定及び基本原則の上において、選挙支出明細を提示できなかったことにつき何らの正当な理由又は証拠もない者。

ヘ 選挙関連法に定める政府、公営企業又は法人企業の下で何らかの地位に就いている者。

ト 国会により制定されたあらゆる法律の何らかの記載に反している者。

第5節 本条第7節に明記されているように、国会により制定された法律に従い、前節に明記されているいずれかの範疇に抵触するとして選挙訴追状が提出された者は、高等裁判所により審理されなければならない。

第6節 投票人により純心なる良識の選択がなされるために、選挙職の候補者により、自らの選択により記入及び準備した宣誓供述書において、次に掲げるものにつき宣誓をなさなければならない。

イ 本人、その伴侶及び本人に寄居している子の収入及び不動産。

ロ 本人の出生記録及び知識水準。

ハ もしあれば、刑事犯罪による何らかの処罰。

ニ 宣誓供述書を提出した日から遡って留保されている争訟において、1年を上回る収監が定められている犯罪について訴追されていないこと、又は裁判所により認知されていない何らかの事案において当該候補者が有罪の責任を有していないこと。

第7節 国会により、選挙関連のあらゆる重要事項又はそれとみなされる事項は、国会及び地方政府の選挙に係る訴追の弁論書に基づくものを含め、政党行動規範及び選挙運動に係る重要事項、さらに、国会の各議院及び地方議会の規則に基づき必要とされるあらゆる重要事項もひとしく、法律上に明記されなければならない。

第24条 選挙委員会

第1節 選挙委員会がなさなければならないことは、国会及び地方政府における選挙及び国民投票の際に、自立及び清浄〔の方法〕を通して支援をなすために、選挙に関する準備、名簿の維持及び定期的更新並びに選挙日程の調整、告示及び善導をなすことであり、それらについて責任を有する。

第2節 選挙委員会は、独立しなければならないが、その中には、総理大臣、ブータン最高裁判所長官、国民議会議長、国家評議会議長及び反対党党首による意見の一致の上に奏請がなされた名簿の中から、ブータン国王陛下により勅任される選挙委員会委員長及び選挙委員2人が含まれる。

第3節 選挙委員会委員長及び選挙委員の任期は、5年又は満65歳になるまでのいずれか早い方としなければならない。

第4節 国会及び地方政府の議員選挙のために、選挙区の境界を画定することは、選挙委員会

の責任である。

第5節 国民議会及び地方政府が解散されてから90日以内に国民議会を再構成するために、選挙委員会による選挙が実施されなければならないことが、国会による法律上において堅持されなければならない。第1文にかかわらず、国家評議会は、各々の残存日数の後に再構成を目的として本来の各々の選挙が実施されなければならない。県評議会、郡評議会及び市評議会は、任期満了前に解散された場合には、解散当日から数えて90日以内に再構成されなければならない。

第6節 選挙委員会により、選挙関連法律に従い権能が行使されなければならない。

第25条 王国会計検査院

第1節 王国会計検査院がなさなければならないのは、公共財産の節約的、能率的及び効果的な運用に関して、会計を行い、及び報告を提出することにある。

第2節 王国会計検査院は、独立した機関でなければならない、及びその長は会計総裁であり、総理大臣、ブータン最高裁判所長官、国民議会議長、国家評議会議長及び反対党党首による意見の一致の上に奏請がなされた格別な人物の名簿の中から、ブータン国王陛下により勅任される。

第3節 会計総裁の地位の任期は、5年又は満65歳になるまでの、いずれか早い方としなければならない。

第4節 王国会計検査院により、恐怖、情実又は偏向なく、政府の部局及び事務室に加えて立法部及び司法部の下にある事務室並びに公的統制下にある、及び公共基金により運営されているあらゆる集団並びに警察及び護持軍、さらに、ブータンの歳入及び公金その他の資金の帳簿、貸付金及び貯蓄金の収支決算書について、会計検査がなされなければならない。

第5節 会計総裁により、ブータン国王陛下、総理大臣及び国会のいずれに対しても、年間会計報告が奉呈又は提出されなければならない。

第6節 国会により、精細な監察を受けるために提出される年間会計報告又は会計総裁により提出されるその他のあらゆる報告について評価及び報告をなすために、国会議員の中から、独立して行動する純心との名声を持つ議員5人より成る民主会計委員会が任命される。

第7節 王国会計検査院により、会計検査法に従い権能が行使されなければならない。

第26条 王国人事委員会

第1節 王国人事委員会がなさなければならないことは、有効性、清浄及び応答責任を備えるとの公的義務により、独立し、かつ、非政治的な人事を促進し、及び堅持しなければならないことである。

第2節 当該委員会の中には、総理大臣、ブータン最高裁判所長官、国民議会議長、国家評議会議長及び反対党党首による意見の一致の上に奏請がなされた人物の名簿の中から、委員会の事務を向上させることができる資格及び経験を有する格別の人物として、ブータン国王陛下により勅任される委員長及び4人の委員が含まれる。

第3節 当該委員会の委員長及び委員は、5年又は満65歳になるまでの、いずれか早い方としなければならない。

第4節 当該委員会により、政府の政治及び計画の実施がなされる際には、善政及び共同体司法の進歩を目的とする最高水準の善行及び統一の指導上により、人事面における専門的サービスの提供の堅持が、最大限に進展されなければならない。

第5節 当該委員会により、優劣、実績及び公正を促すために、新任、任命、人員配置、訓練、異動及び昇進に関する規則及び法規は、人事全体における統一が可能な限り堅持されなければならない。

第6節 当該委員会により、委員会自体の決定を含む行政決定に対する異議申立ての聴聞を目的として、本憲法第21条第16節の規定に従い設置される行政審判所を通し、あらゆる公務員について司法上の抗告をなすことが堅持されなければならない。

第7節 行政行為により損害を被ったあらゆる公務員は、当該委員会において自由に直接の申立てを行なうことができる権利を有する。

第8節 当該委員会は、規則的に会議を開き、そのための政府事務につき中央を代理して活動する常設事務局により補佐がなされなければならない。

第9節 当該委員会により、自己の政策及び事務について、ブータン国王陛下及び総理大臣に対して、年間報告書が奉呈又は提出されなければならない。

第10節 王国人事委員会により、公務員法に従い権能が行使されなければならない。

第27条 腐敗防止委員会

第1節 腐敗防止委員会がなさなければならないことは、委員長1人による指導に加えて委員2人を必要とし、〔また、〕当該委員会は、独立機関であり、かつ、国内で腐敗を予防及び排除するために必要な措置を掌握しなければならない。

第2節 腐敗防止委員会の委員長及び委員は、総理大臣、ブータン最高裁判所長官、国民議会議長、国家評議会議長及び反対党党首による意見の一致の上に奏請がなされた人物の名簿の中から、ブータン国王陛下により勅任される。

第3節 腐敗防止委員会の委員長及び委員の任期は、5年又は満65歳になるまでの、いずれか早い方としなければならない。

第4節 委員会により、自己の政策及び事務について、ブータン国王陛下、総理大臣及び国会に、年間報告書が奉呈又は提出されなければならない。

第5節 委員会の捜査に基づく個人、団体又は組織に対する刑事訴追は、裁判所により判決が下されるために、法務総裁事務局により可及的速やかに堅持されなければならない。

第6節 腐敗防止委員会により、腐敗防止法に従い権能が行使されなければならない。

第28条 防衛

第1節 ブータン国王陛下は、軍隊及び平和義勇部隊¹¹⁰の最高司令長官であらせられる。

第2節 王立近衛軍¹¹¹の責任は、ブータン国王陛下の龍体の平安を御守りするために存在することであり、ブータン国軍¹¹²は、職業的常備軍として存在し、〔また、〕双方の軍隊は、平安への脅威を阻止し、ブータン防衛の支柱となる。

第3節 ブータン国警察¹¹³は、訓練及び規律を備えた武装力であるために、内務を管轄する省の下で規律及び法規の保持をなし、並びに犯罪を予防する責任を主につかさどり、さらに、国家の治安武装の重要な一部分とみなされなければならない。

第4節 国会により、法律上において、国家の防衛を強化するために成年国民の義務的な平和義勇部隊への服務が組織され得る。

第5節 国により、国家の防衛及び国家の平安なる福祉の擁護がなされるために、ブータンの軍隊の維持に精進する責任が担われなければならない。

第6節 ブータンにより、自己防衛、平安の保護、領土の統一又は主権の維持のためを除き、領土外に対して軍事力が使用されてはならない。

110 zhi ba'i dpa' rtsal pa 英語版はMilitia.

111 rgyal po'i sku srung dmag sde 英語版はRoyal Body Guards.

112 rgyal gzhung 'brug gi dmag sde 英語版はRoyal Bhutan Army.

113 rgyal gzhung 'brug gi 'gag sde 英語版はRoyal Bhutan Police.

第29条 法務総裁

- 第1節 法務総裁事務局が行わなければならないことは、独立することであり、並びに当該事務局により、政府のあらゆる権力及び機関内より発生した責任並びに事務局に付託する法的なその他の案件が執行されなければならない。
- 第2節 総理大臣の奏請上において、ブータン国王陛下により、御自ら宸筆され、及び御璽を賜った詔勅をもって、1人の格別に法律に精通した者が法務総裁に勅任される。
- 第3節 法務総裁は、最高位の法務長官であるがために、政府の法律顧問官及び法的代理人である。
- 第4節 法務総裁により、当該男女の責務を遂行する場合には、あらゆる裁判所の前に出席する権利が有される。
- 第5節 法務総裁によるあらゆる案件の申立ての出訴、開始又は取下げは、法律に従いなされる権限である。
- 第6節 法務総裁によるあらゆる法律の諸問題に関する国会内における出席及び見解供述は、〔法務総裁の〕権利である。
- 第7節 法務総裁により、ブータン国王陛下及び総理大臣に年間報告書が奉呈又は提出されなければならない。
- 第8節 法務総裁事務局は、法務総裁法に従い権能が行使されなければならない。

第30条 報酬委員会

- 第1節 報酬委員会が行わなければならないことは、委員長による主宰上において独立することであり、総理大臣の推薦上において適宜設置しなければならないことである。
- 第2節 報酬委員会により、政府に対して、国家の経済及び本憲法のその他の条項につき適切な評価を考慮に入れた、国家公務員、司法官、国会及び地方政府の議員、中枢官職の保持者及び委員その他の公務員の報酬、手当、利益その他の基礎構造の改正についての勧告が提出されなければならない。
- 第3節 国会により制定された条件及び改訂に反することなく、大臣評議会の承認のみを考慮に入れて、委員会の勧告が適用されなければならない。

第31条 中枢官職の保持者¹¹⁴

- 第1節 いかなる者も、本憲法の明記に従い、中枢の官職又は職位の保持には、次の各号を満たしているものとする。
- イ 生来のブータン国民である。
 - ロ ブータン国民以外の者と婚姻していない者。
- 第2節 本憲法に明記するところに従い、中枢官職は、次の各号に掲げるものである。
- イ ブータン最高裁判所長官及び最高裁判所判事。
 - ロ 高等裁判所長官及びその判事。
 - ハ 選挙委員会委員長。
 - ニ 会計総裁。
 - ホ 王国人事委員会委員長。
 - ヘ 腐敗防止委員会委員長。
- 第3節 中枢官職の保持者は、政治に関与していない者としなければならない。
- 第4節 中枢官職の保持者は、復任する機会がない。

114 rtsa khrim cen gyi go gnas 'chang mi 英語版はHolder of constitutional office

第5節 国会により、中枢官職の保持者のために必要とされる学識その他の要件は、法律上において定められる。

第6節 中枢官職の保持者により、各々の就任前に、本憲法第3附則に掲げる誓願又は確約が奉られなければならない。

第7節 中枢官職の保持者の報酬、任期、規律その他の任務の条件は、法律上において定められ、さらに、中枢官職の保持者の報酬及び利益は、就任後その者に不合理な差別をなしてはならない。

第32条 弾劾

第1節 中枢官職の保持者は、国会により弾劾される場合にのみ罷免される。

第2節 中枢官職の保持者は、不適格、無能力又は不道徳な行いの重大さに基づく場合にのみ、国会議員総数の3分の2を下回らない同意があるときには、弾劾されなければならない。

第3節 あらゆる弾劾の審理手続は、ブータン最高裁判所長官により主宰され、及びブータン最高裁判所長官が弾劾されている場合には、最高裁判所の最年長の裁判官により主宰されなければならない。

第4節 法務総裁により、国民議会議長に対して弾劾事項に関する報告書が提出されなければならない。

第5節 弾劾事務の手続は、自性正義¹¹⁵の諸原則を組み合わせ、国会により制定された法律の条文に従わなければならない。

第33条 非常事態

第1節 ブータン国王陛下により、総理大臣による書類上奏の上において、ブータン又はそのあらゆる一部の主権、安全又は領土統一性が外部からの侵略又は武力の行使による脅威を受けた場合には、非常事態が宣布せられ得る。

第2節 公的非常事態又は災害により、国家の全体又はそのあらゆる一部に対する脅威又は危害が生じた場合には、総理大臣による書類上奏の上において、ブータン国王陛下により、非常事態が宣布せられ、及びこのときには政府により、要件が特に厳密な措置が講ぜられ得る。

第3節 前2節に明記している非常事態の宣布は、宣布日から21日間であり、及び当該期間内において、国会合同会議における議員総数の3分の2を下回らず、期間の延長をなすことに係る決議を可決した場合を除き、当該非常事態の宣布は、上記期間を超過することにより無効となる。

第4節 国民議会議員総数の4分の1を下回らない議員により、当該非常事態の宣布を停止し、又は当該宣布の効力の継続を停止するための動議は、国民議会が閉会中の場合には、ブータン国王陛下に書類上奏され、及び国民議会が開会中の場合には、国民議会議長に提出され得る。

第5節 当該動議は、その時に応じて、国民議会議長又はブータン国王陛下が受理し、又は御受け取りになられてから21日以内に、可及的速やかに国会合同会議が召集されなければならない。召集されない場合には、当該非常事態の宣布は無効となる。

第6節 非常事態の宣布の際には、政府に、関係する地方政府に対して適切な命令を付与することにつき授權される。

第7節 非常事態の宣布の際には、憲法第7条の第2節、第3節、第5節、第12節及び第19節に明記されている権利の効力につき停止がなされ得る。

115 rang bzhin drang khriims 英語版natural justice.

第8節 ブータン国王陛下により、総理大臣の書類上奏の上において、ブータンの財政基盤又は信用に対する脅威の条件が生じていると陛下御自身が叡慮される場合には、金融非常事態が宣布せられる。また、当該宣布から21日以内に、国会合同会議において国会議員総数の3分の2を下回らず、上記期間内に当該宣布の期間の延長をなす決議が可決されたときを除き、当該宣布が各議院に下賜されなければならない。

第9節 非常事態の宣布が発せられている間は、憲法の改正をなしてはならない。

第34条 国民投票

第1節 国民の希望は、国民投票において明示されなければならない。国民投票が可決する案件は、投票数が集計された全体の過半数によらなければならない。

第2節 ブータン国王陛下により、国民投票の勅令が発せられ得るのは、次に掲げる場合である。

イ 御自身の叡慮により、国会合同会議において可決されなかった法律案が国家にとって重大なものであるとみなされるとき。

ロ すべての県議会の総議員の50%を下回らず、請願が提出されたとき。

第3節 国会により明記されたその他の何らかの事由又は税額の賦課、変更及び撤廃に関しては、国民投票をなしてはならない。

第4節 国会により、国民投票をなす案件に関する手続要件は、法律上において明記されなければならない。

第35条 改正及び正文

第1節 本憲法第2条第26節及び第33条第9節の条文に反することなく、国会は、本条に明記する手続要件に従い、本憲法の条文について変更、修正又は削除を通して改正する権利を有する。

第2節 国会合同会議において、国会議員総数の過半数を下回らず、前節に明記する憲法改正の動議が提出された場合には、当該動議につき国会合同会議の次の会期において、国会議員総数の4分の3を下回らずに可決されたときに、ブータン国王陛下により勅裁を賜ることで、本憲法が改正される。

第3節 ブータン国王陛下により、勅裁を賜らない憲法改正法律案は、国会の判断において、国家にとって重大なものであるとみなした場合には、国会により国民投票をなさなければならないと布告され得る。この場合には、本憲法第34条第1節、第3節及び第4節が適用されなければならない。

第4節 本憲法のゾンカ語及び英語の間における概念の相違が重大である場合には、双方の法文につき効力の信頼性が同一でなければならないと並びに裁判所により、双方の法文が適合されなければならない。

第1附則¹¹⁶ ブータンの国旗及び国章

国旗

基底部に触れている上半分の黄色は、俗伝統の象徴として顕現される宝たる人そのものの御影であり、その御方が政教二元の基礎であることを象徴している。

頂上部までのびている橙色は、聖伝統の仏教象徴並びにカギユ及びニンマの教えの永劫を顕示している。

116 附則のテキストは、ゾンカ語版と英語版で、その文面が大きく異なっている。

昇竜により強調されているものは、龍王が治める国の名前そのものの表現である。

龍の純白は、国内の民族及び言語文化等が同一でなくとも、無垢な思考の愛国心を基礎とする偉大な君民を意味する白である。

国章

国章の真円内において、金剛杵が交差する蓮の上に安置されている左右に、雌雄一對の白龍が回っており、さらにその上に如意宝珠が置かれている。金剛杵の四方中心に置かれている喜旋珠は、仏陀の法による金剛乗の本質たる成就の四聖諦として、ブータンの政教二元を意味している。蓮は、不浄なきことである。如意宝珠は、国民の主権である。雌雄一對の龍は、我が国の名前として龍王が治める国の名前そのものを表現している。

第2附則 ブータンの国頌

白檀の木で飾られた雷龍の王国に 聖俗二つの教えを守る守護者がおわします
その方、尊い栄光ある統治者は支配権を広げ その変わらぬ御身は不滅なり
仏陀の教えが花開くとき、平和と幸福の光が 国民の上に輝かんことを¹¹⁷

第3附則 地位に係る誓願又は確約

私、(人名)により、ブータンの主権及び一体の称揚を尊重し、ブータンの三根に対する誠実にして純心からの敬愛をもって自らの責任を負担申し上げ、畏怖又は情実なく地位の責任を遂行するために自らの能力の限りを発揮し、ブータンの憲法に対する純心なる敬愛の誓約を奉ることにつき、その誓約が穢れ無き純心により奉られます。ブータン暦__年__月__日。

第4附則 法身仏への誓願又は確約

私、(人名)により、(職名)の責任の遂行をなす意味において必要な、聖なるブータン政府において(職名)を名乗ることについて、又は思考の実行におけるあらゆる案件に係る何者か又は私による直接又は間接を問わない通知について、法身仏への忠誠が純心なる自らの責務により奉られます。ブータン暦__年__月__日。

117 国歌の歌詞の日本語訳は、栗田道子訳『ブータン』日本ブータン友好協会、1982年(ブータン王国政府が1979年に発行した『Bhutan』の訳本。山本けいこ『ブータン 雷龍王国の扉』明石書店、2001年、p.13掲載)によった。